

令和6年度産後ケア事業周知啓発等委託業務

公募型プロポーザルに関する質疑回答

令和6年8月9日（金）

番号	質疑	回答
1	<p>試行業務について、県内西部・東部・中部地域で「3回程度」というのは、各地域で最低1回以上は実施するという事か。 また、西部・東部・中部地域の区域はどう判断すればいいか。</p>	<p>そのとおりです。 区域については以下のとおりを想定していますが、西部については幡多地域での実施が望ましいと考えています。 西部：須崎及び幡多福祉保健所管内 東部：安芸福祉保健所管内 中部：中央東及び中央西福祉保健所管内</p>
2	<p>試行業務について、中央東福祉保健所管内及び中央西福祉保健所管内でそれぞれ実施した場合、回数としてはどうなるか。</p>	<p>回数としては2回実施として問題ありませんが、どちらも中部地域での開催ということになりますので、他に西部・東部地域での実施が必要となります。</p>
3	<p>試行業務の実施体制について、責任者を運営スタッフとしてもカウントしてよいか。 また、市町村と連携して実施する場合、市町村の保健師等を運営スタッフとしてカウントしてよいか。</p>	<p>責任者を運営スタッフとしてカウントすることはできません。 また、市町村の保健師等を運営スタッフとしてカウントすることは可能です。 (見学のみ参加では運営スタッフとしてのカウントはできません。)</p>
4	<p>試行業務の実施体制について、責任者を運営スタッフとしてカウントしないとして、責任者がケアを行うことは可能か。</p>	<p>可能です。</p>
5	<p>仕様書の「7その他留意事項」の(7)イベント保険に加入することについて、保険料は委託料に含むか。</p>	<p>含みます。</p>
6	<p>資格要件確認書の添付書類である「団体概要」はどういった資料を提出すべきか。 会社としてのパンフレット等がない場合、会社の登記簿謄本でもよいか。</p>	<p>会社の設立年月日や所在地、目的など、登記簿謄本で確認できる項目については登記簿謄本の提出で問題ありませんが、組織図や沿革など、登記簿謄本で確認できない項目については別紙として作成いただき、提出をお願いします。</p>

7	<p>審査基準の「2産後ケア事業の試行業務」の「対象者が今後も引き続き、産後ケア事業を利用したくなる工夫がなされているか」について、「今後も引き続き利用したくなる」とは、他の地域で実施する試行業務の利用のことか、試行業務後の市町村が実施する産後ケア事業の利用のことか。</p>	<p>試行業務後の市町村が実施する産後ケア事業の利用のことです。</p>
8	<p>周知啓発業務の数値目標とはどういったものか。</p>	<p>SNSでの周知であればリアクション数、ポスターやリーフレットの配布であれば配布数等が考えられます。</p>
9	<p>通所型を実施していない市町村内に試行業務をできる場所が無い場合、他市町村（他地域）にある施設で試行業務を実施してもよいか。</p>	<p>連携を行う市町村（通所型を実施していない）と、試行業務を行う場所は一致していなくても問題ありません。</p> <p>【例】 通所型を実施していないA町（東部地域）と連携して実施したいが、A町内に実施場所がない場合は、近隣のB市（中部地域）にある施設での実施も可。</p>
10	<p>広域の市町村で1つの施設を利用して試行業務を行うことは可能か。</p>	<p>現在、通所型を実施していない市町村を含む場合は可能です。</p>